

(独)労働者健康福祉機構の中期目標・中期計画の概要(目標期間 平成16~20年度)

# 労働者の健康と福祉の増進

労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上

労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施

未払賃金立替払等、労働者の福祉の増進に係る事業の迅速かつ的確な実施

## 業務運営の効率化

- ・ 運営費交付金充当業務については、中期目標期間の最終年度において、平成15年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%、事業費については5%を節減
- ・ 労災病院については、現在の37労災病院を30病院とする再編を実施して業務を効率化

## 財務内容の改善

- ・ 業務運営の効率化に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成、当該計画に基づいた運営の実施
- ・ 労災病院については、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償を目指す

## 業務の質の向上

### 療養施設の運營業務

- (1) 勤労者医療の中核的役割の推進  
モデル医療等の研究・開発及び普及の推進

勤労者に対する過労死予防対策等の推進

- ・ 過労死予防対策指導 230,000人以上
- ・ 勤労者心の電話相談 55,000人以上
- ・ 勤労女性に対する女性保健師の生活指導 7,000人以上

勤労者医療の地域支援の推進

- ・ 労災指定医療機関の医師等に対するモデル医療に係る講習 32,000人以上
- ・ 高度医療機器を用いた受託検査 60,000件以上

労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

- ・ 12分野の労災疾病に係る臨床評価指標の策定及びこれに基づく評価を実施

行政機関等への貢献

- ・ 国が設置する検討会、委員会等への参加や、労災認定に係る意見書の作成等

- (2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター

- ・ 医学的に職場・自宅復帰可能な退院患者の割合80%以上を確保

### 健康診断施設の運營業務

- ・ 海外派遣労働者の健康管理の向上への協力  
海外派遣労働者に対する健康診断等 65,000人以上

### 産業保健関係者に対して研修、情報の提供等を行うための施設の運營業務

- ・ 産業保健関係者に対する研修・相談  
研修 10,000回以上  
相談 48,000件以上

### 未払賃金立替払業務

- ・ 立替払の迅速化  
支払日までの期間 43.7日 30日以内に短縮

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定により、独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 平成16年4月1日 厚生労働大臣</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画を定める。 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構理事長</p>
<p>前文 我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、平成14年には約55万人の労働者が被災し、特に重大災害（一度に3人以上の労働者が死傷する災害）については減少傾向が認められない状況にある。また、一般健康診断結果の有所見率が増加し、職場生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者の割合が6割にも達している。さらに、化学物質等による職業性疾病の発生も依然として後を絶たない中、労災補償の面では「過労死」、「過労自殺」等の社会的にも関心を集めている労災請求事案が増加している。加えて、現下の厳しい経済情勢の下、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者も急増している。 このため、労働者の健康の確保、労働災害の発生の予防等の観点から、被災労働者の早期職場復帰の促進、労災疾病等の発生状況を踏まえたその的確な予防と職場における産業保健活動の着実な実施、新たな労災疾病等への適切な対応、迅速かつ適正な労災認定の実施等が求められている。また、未払賃金立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、労災病院、産業保健推進センター等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする法人であり、国の労働政策の一翼を担う実施機関として、その担う事業の適切かつ効率的な推進により、労働者の健康と福祉の増進に寄与することが期待される。</p>	<p>前文 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、国の労働政策の一翼を担う実施機関として、労働者の健康と福祉の増進に寄与するため、本中期目標期間を独立行政法人にふさわしい業務運営体制の確立期として位置付け、この中期計画に基づき、効率的かつ効果的な業務運営に取り組むことにより、中期目標の達成を図る。</p>
<p>第1 中期目標の期間 平成16年4月から平成21年3月までの5年とする。</p>	

<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p> <p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p>
<p>2 運営費交付金を充当して行う事業の効率化 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成15年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費については5%程度節減すること。</p> <p>なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p>	<p>2 運営費交付金を充当して行う事業の効率化 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）に係る一般管理費（退職手当を除く。）については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成15年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。</p> <p>また、その事業費については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成15年度の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、平成15年度に比べて5ポイント程度低下させる。</p>
<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年月日策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする労災病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年月日策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。</p> <p>なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p>
<p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。</p>	<p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、定められた期限までに着実に進める。</p>

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 業績評価の実施、事業実績の公表等

業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。

2 療養施設の運営業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。

労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。

また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業績評価の実施、事業実績の公表等

(1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。

(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

2 療養施設の運営業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。

労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

中期目標に示された12分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。

ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、12分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。

イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（ ）得る。

（参考：平成14年度実績 4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））

労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。

中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、13研究・開発テーマに関し30件以上（ ）の学会発表を行う。

（参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施）

ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員

#### 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（ 1 ）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（ 2 ）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（ 3 ）実施すること。

また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。

（ 参考1：平成14年度実績 17,887人）

（ 参考2：平成14年度実績 7,838人）

（ 参考3：平成14年度実績 855人）

#### 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。

一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

ア 労災病院においては、別紙に示された12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。

なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者

を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。

#### 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。

イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。

ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。

#### 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（ 1 ）とする。

イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（ 2 ）に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。

ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（ 3 ）実施する。

エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。

（ 参考1：平成14年度実績 30.3%）

（ 参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増）

（ 参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増）

一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。

中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討

医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。  
行政機関等への貢献

国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営  
被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷によ

委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。

労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。

労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。

次の( )及び( )の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。

( ) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

( ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。

救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上( )の救急搬送患者を受け入れる。

( 参考：平成14年度実績56,653人×5年間の5%増 )

イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。

また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。

行政機関等への貢献

ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営  
医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況

る脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上( )確保すること。

参考：平成14年度実績	
医療リハビリテーションセンター	75.4%
総合せき損センター	78.8%

### 3 健康診断施設の運營業務

海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。

- (1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上( )確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。

また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。

(参考：平成14年度実績12,414人×5年間の5%増)

- (2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。

また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。

を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。

### 3 健康診断施設の運營業務

海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。

- (1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。

また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上( )得る。

(参考：平成14年度実績15,600件×5年間の15%増)

- (2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。

また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。

### 4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。

- (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。

また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(2)実施すること。

なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。

### 4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。

- (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。

産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び

- ( 参考1：平成14年度実績1,916回×5年間の5%増)  
 ( 参考2：平成14年度実績9,098件×5年間の5%増)
- (2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助  
 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。  
 また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。

利便性の向上を図る。

- (2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助  
 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上( )得る。  
 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。  
 ( 参考：平成14年度実績192,497件×5年間の15%増)  
 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。

5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務

- (1) 助成金に関する周知  
 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。
- (2) 手続の迅速化  
 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内(1)、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内(2)とすること。  
 ( 参考1：平成14年度実績 61日)  
 ( 参考2：平成14年度実績 25日)

5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務

- (1) 助成金に関する周知  
 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。
- (2) 手続の迅速化  
 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。

6 未払賃金の立替払業務

- (1) 立替払の迅速化  
 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内( )とすること。  
 ( 参考：平成14年度実績 43.7日)
- (2) 立替払金の求償  
 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

6 未払賃金の立替払業務

- (1) 立替払の迅速化  
 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q & A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。
- (2) 立替払金の求償  
 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。



<p>7 リハビリテーション施設の運営業務  リハビリテーション施設については、入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上( )とすること。  ( 参考：平成10～14年度実績 21.0% )</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務  (1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。  (2) 国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>
<p>8 納骨堂の運営業務  産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務  毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。  また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項  「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。  (1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償を目指すこと。  (2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画  1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。  (1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償を目指す。  (2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実にを行う。  2 予算(人件費の見積りを含む。)  別紙 のとおり。【P】  3 収支計画  別紙 のとおり。【P】  4 資金計画  別紙 のとおり。【P】</p> <hr/> <p>第4 短期借入金の限度額  1 限度額  ・年間支出の3/12月を計上【P】  2 想定される理由  ・運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等【P】</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  1 労災病院の民営化、又は民間・地方移管</p>

	<p>「労災病院の再編計画」に基づき廃止する労災病院のうち、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する。</p> <p>2 休養施設及び労災保険会館の譲渡  特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえ、平成17年度までにその業務を廃止し、当該施設を譲渡する。</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途  本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画  (1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数  役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）  職員：運営費交付金職員800人  (2) 人員に係る計画  運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画  勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>病院名  関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、  浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>予定額（注2）  総額 百万円【P】  （注1）当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。  （注2）「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p>

(別紙)

## 労災病院が重点的に取り組む12分野及びその課題

分野名	課題等
四肢切断、骨折等の職業性外傷	製造現場や建設現場等で多発する四肢の損傷等のうち、手指切断、開放性骨折、挫滅損傷等緊急手術が必要なケースについて、神経接合を図るマイクロサージャリー（手術顕微鏡装置）等専門的な機器等による高度な医療が必要。
せき髄損傷	職場での転倒・転落、交通事故等による頸椎・せき髄損傷は、脊椎・泌尿器・リハビリテーション専門医、看護師、理学療法士等の専門スタッフの横断的、総合的な医療が必要。
騒音、電磁波等による感覚器障害	騒音作業による難聴、VDT作業による疾患、溶接、炉前作業等の紫外線・赤外線や通信業務等のレーザー光線等による眼疾患などが多数発生しており、エキシマレーザー等専門的な機器等による専門的な治療と、的確な検査・治療方法の研究開発が必要。
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	高温環境下での熱中症、物流現場における凍傷、高圧作業による潜水（潜函）病、放射性物質取扱現場での放射線障害、並びに職場の外的因子による皮膚障害等は、専門的な機器・設備による複数の診療科にわたる総合的な診断・治療等が必要。
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	職業性腰痛症や頸肩腕症候群等は、物流、介護、オフィス等多数な現場で依然多数発生しているが、その要因は多岐にわたり、また悪化・再発を繰り返すことが珍しくないことから、適正な療養管理と労災保険給付の観点からも、的確な診断方法の開発、職場の作業態様に応じた専門的な治療と予防策の確立、普及が必要。
振動障害	林業はもとより、建設業、製造業等でも依然多数発生しているが、加齢等の影響等未解明な点も多く、また療養が長期化する実態にあることから、適正な療養管理と労災保険給付の観点からも、一層有効かつ的確な診断・治療方法の研究開発が必要。
化学物質の暴露による産業中毒	化学物質による中毒症、がん等は、55,000種類以上の既存の多様な化学物質に加え、新規化学物質が次々と生成されることから、様々な職場、職域で発生する可能性があり、近年ではシックビル（シックハウス）といった事務系職場での問題の発生もみられるなど、これらの生体への影響分析と専門的な治療が必要。
粉じん等による呼吸器疾患	粉じんを発生する職場・業務は、セラミックス製造、金属切断・研磨等多数あり、じん肺及び肺がん等合併症は依然として多数発生しているが、じん肺は初期診断が難しい疾病であり、症例の集積を活用し、専門的な診断・治療と一層有効な診断・治療方法の研究開発とともに、全国の専門医の育成に貢献することが必要。
業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）	高血圧・糖尿病等の生活習慣病を抱える勤労者が業務の過重負荷により、脳・心臓疾患を発症し、いわゆる過労死に至るケースが増えており、社会問題化。 血管内の手術等専門的な機器等による専門的な治療と、症例の集積に基づいて業務と脳・心臓疾患との因果関係等を分析し、予防策の確立、普及が必要。
勤労者のメンタルヘルス	労働環境の変化に伴い、強い不安やストレスなど、業務による心理的負荷で精神障害を発症する勤労者の増加、3万人を超える自殺者など、勤労者のメンタルヘルス対策（心の健康問題）は喫緊の課題。 的確なカウンセリングなど職場状況を踏まえた専門的な治療と、精神障害の予防、診断、職場復帰、再発防止策に関する研究開発が必要。
働く女性のためのメディカル・ケア	女性の職場進出の拡大に伴い、職域の拡大、夜勤・交替制等勤務形態の多様化などが女性勤労者の健康に及ぼす影響を研究・解明し、女性が安心して働くことができるよう複数の診療科による医療面のサポートが必要。
職場復帰のためのリハビリテーション	円滑な職場復帰を図るため、それぞれの患者の障害の状況、職場での作業内容等に対応した職場復帰プログラムに基づくリハビリテーション医療が必要。

(別紙)

## 労災疾病等に係る 1 2 分野の研究・開発、普及テーマ

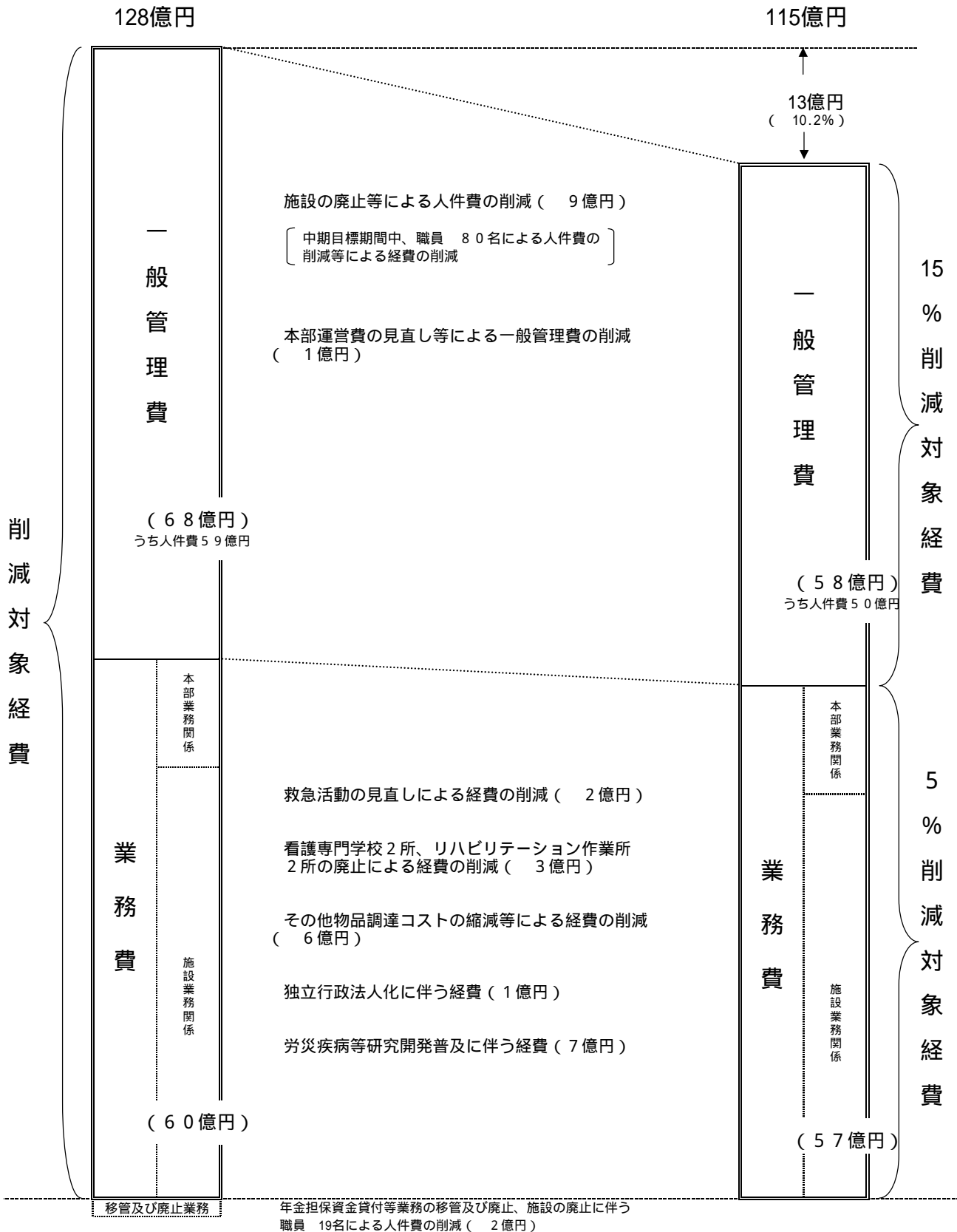
分野名	研究・開発、普及テーマ	実施期間
四肢切断、骨折等の職業性外傷	職業性の挫滅損傷及び外傷性切断に対する再建術及び手術後の可動範囲拡大についての研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
せき髄損傷	非骨傷性頸髄損傷の予防法と早期治療体系の確立に係る研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
騒音、電磁波等による感覚器障害	職場のストレスによる網膜症に対する急性視力障害の予防・治療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	職業性腰痛、頸肩腕症候群の効果的な予防法（再発防止を含む）、診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
振動障害	振動障害のより迅速的確な診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~18' 【普及】19'~
化学物質の曝露による産業中毒	有害物質とタンパク質との因果関係を明らかにすることによる迅速・効率的な診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
	シックハウス症候群の臨床的研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
粉じん等による呼吸器疾患	じん肺に合併した肺がんのモデル診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】16'~
業務の過重負担による脳・心臓疾患（過労死）	業務の過重負担による脳・心臓疾患の発症の実態及びその背景因子の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
勤労者のメンタルヘルス	勤労者におけるメンタルヘルス不全と職場環境との関連の研究及び予防・治療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
働く女性のためのメディカル・ケア	女性の疾患内容と就労の有無並びに労働の内容との関連についての研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
職場復帰のためのリハビリテーション	早期職場復帰を可能とする各種疾患に対するリハビリテーションのモデル医療の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~

経費削減の全体像（労働者健康福祉機構）

\* 計数については財務省と調整中であるため、今後変動があり得る。

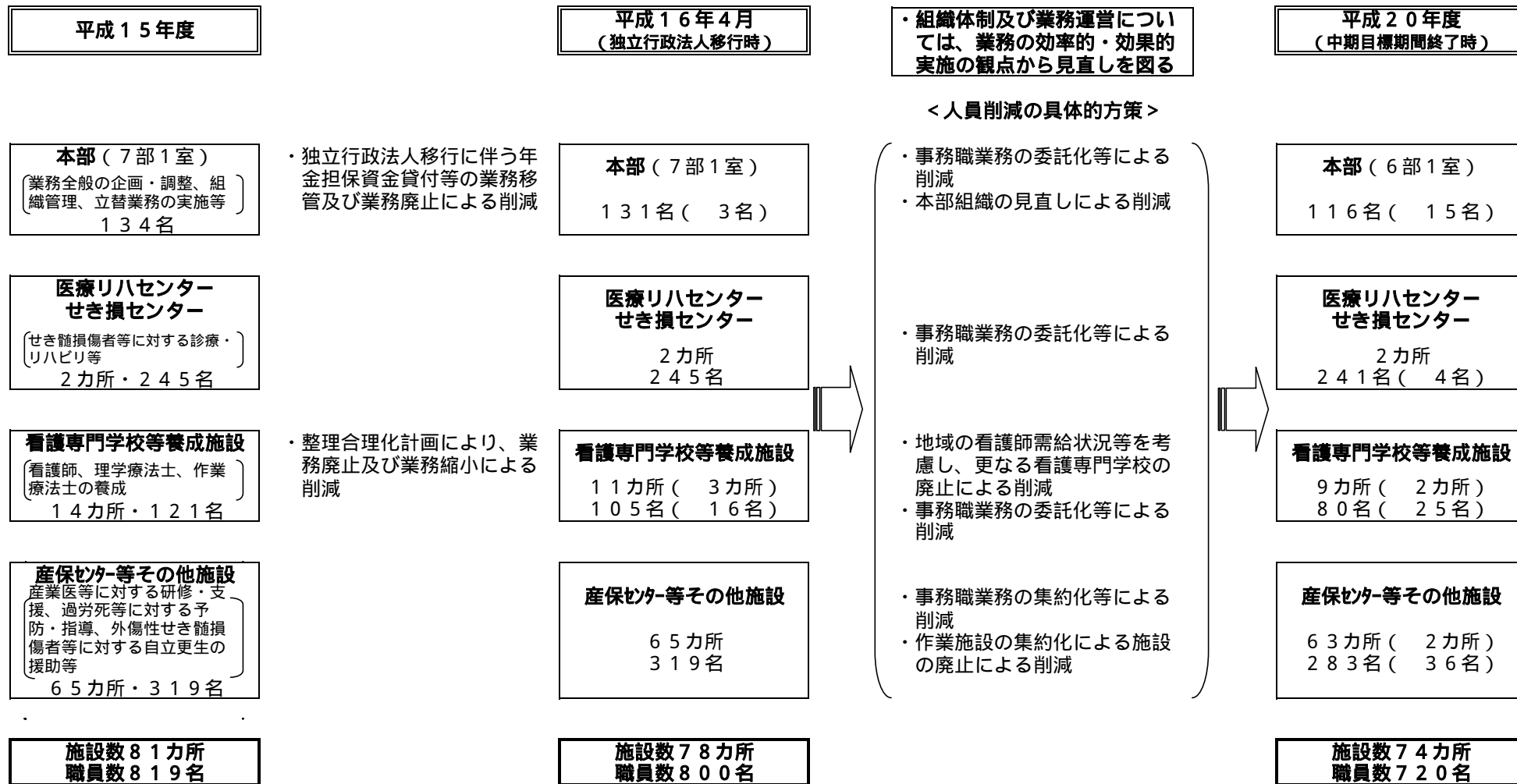
平成15年度予算の姿  
(基準年度)

平成20年度見込の姿  
(中期目標期間終了時)



# 人員削減計画の内訳【(独)労働者健康福祉機構】

施設数及び職員数については検討中であり、変更があり得る。



## <組織体制及び業務運営の見直し>

- ・組織体制及び業務運営については、業務の効率的・効果的实施の観点から見直しを図る

## <人員削減の具体的方策>

- ・事務職業業務の委託化等による削減
- ・本部組織の見直しによる削減
- ・事務職業業務の委託化等による削減
- ・地域の看護師需給状況等を考慮し、更なる看護専門学校の廃止による削減
- ・事務職業業務の委託化等による削減
- ・事務職業業務の集約化等による削減
- ・作業施設の集約化による施設の廃止による削減

・独立行政法人移行に伴う年金担保資金貸付等の業務移管及び業務廃止による削減

・整理合理化計画により、業務廃止及び業務縮小による削減

施設数 ( 3カ所 )  
職員数 ( 19名 )

施設数 ( 4カ所 )  
職員数 ( 80名 )

職員数には役員 ( 7名 ) を除く。  
労災病院を除く。